## 沼田市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼田市契約規則(平成17年規則第53号)第8条第1項に基づき、市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の競争入札に係る最低制限価格の設定等に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領に基づき最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び 測量、建設コンサルタント等業務とする。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

- 第3条 建設工事における最低制限価格は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(以下「最低制限価格基礎額」という。)に 0.995から、1.005の範囲内で無作為に決定した乱数(以下「ランダム係数」という。)を乗じた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
  - (1)直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
  - (5)発生材(有価物)の売却費が計上されている場合は、前各号の合計額からその売却費を差し引く。
- 2 解体工事における最低制限価格は、予定価格の10分の7.5を最低制限価格基礎額とし、ランダム係数を乗じた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、特別なもので市長が必要と認めるときは、10分の7.5から 10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることがで きる。
- 4 第1項及び第2項により算出して得た最低制限価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法)

第4条 測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格は、次に掲げる業種区分に 応じ、最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額とする。

## (1)測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (2)建築関係の建設コンサルタント業務
  - ① 直接人件費の額
  - ② 特別経費の額
  - ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
  - ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
  - ① 直接人件費の額
  - ② 直接経費の額
  - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

## (4) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (5)補償関係コンサルタント業務
  - ① 直接人件費の額
  - ② 直接経費の額
  - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- (6) 測量、建設コンサルタント等業務のうち以上の(1)から(5)の各号に該当しない業務 以上の(1)から(5)の各号のうち積算体系が該当する業務に準じて算出した額
- 2 前項(1)測量業務の最低制限価格は、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とするとともに、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の6を乗じて得た額とする。
  - (2)・(3)・(5)の各コンサルタント業務の最低制限価格は、予定価格に10分の8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とするととも に、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗

じて得た額とする。

- (4) 地質調査業務の最低制限価格は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合には10分の8.5を乗じて得た額とするとともに、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には3分の2を乗じて得た額とする。
- 3 複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合(以下「複合業務」という。)には、個々の対象業務ごとに最低制限価格基礎額を算出し、それらの額の合計額を 当該複合業務の最低制限価格基礎額とする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、特別なもので市長が必要と認めるときは、予定価格に10分の6から10分の8.1 (第1項(1)測量業務については10分の6から10分の8.2、(4)地質調査業務については3分の2から10分の8.5)を乗じた額の範囲内で対象業務ごとに最低制限価格基礎額を設定することができる。
- 5 前各項により算出して得た最低制限価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたと きは、その端数は切り捨てるものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最 低制限価格が設定されている旨を周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表は、入札結果の公表時に行うことができるものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月18日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事及び測量、 建設コンサルタント等業務から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。